

# 令和4年度 松江市立幼保園（幼稚園部門） 入園のてびき

松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係

## ◆入園申込書類提出先

入園を希望する松江市立幼保園

## ◆令和4年度入園申込受付期間

入園希望月	受付期間
令和4年4月からの入園	令和3年11月26日（金）～12月16日（木） 土曜日・日曜日を除く。
上記受付期間以降の申込み 又は 令和4年度の途中からの入園	随時 希望する幼保園が定員を満たしておらず、 該当クラスが受け入れできる場合のみ。

## ◆入園の条件

- ① 松江市民であること（転入予定の場合、入所月の1日に住民票が松江市にあること）。
- ② 生年月日が以下の表の幼稚園部門に該当すること。

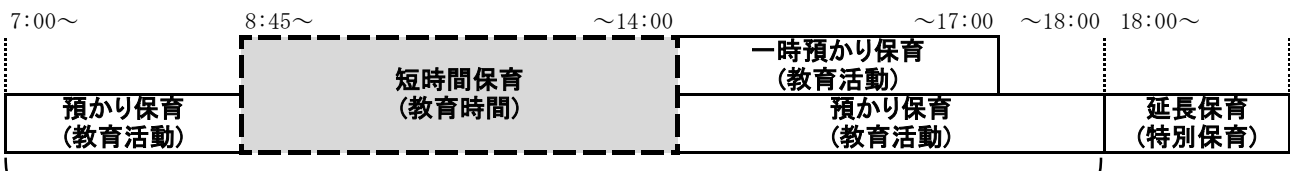
	クラス	生年月日
幼稚園 部門	5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
	4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
	3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

- ③ 教育・保育給付認定を受けていること（願書と一緒に認定申請を提出してください。）

## ◆保育時間と休業期間

### (1) 保育時間

利用区分	保育時間	備考
短時間保育 (教育時間)	【登園時間】 8時45分～9時(各園によって異なります) 【降園時間】 13時30分～14時 一時預かり保育は17時まで実施しています。 ・ 降園時間は幼児の年齢・各園の事情によって異なります。 ・ 園の行事等により、保育が午前中のみの日もあります。	松江市立幼稚園 と同じ
長時間保育	7時～18時 延長保育は19時まで実施しています（土曜日を除く）。	預かり保育を 利用すること となります。



### 長時間保育

※預かり保育及び一時預かり保育 …詳細はP. 4参照。

※延長保育 …詳細はP. 6参照。



(2)休業期間

時間区分	休業期間	備考
短時間保育	土曜日、日曜日、祝日法による休日 夏季休業、冬季休業、学年始休業、学年末休業	松江市立幼稚園 と同じ
長時間保育	日曜日、祝日法による休日 12月29日～1月3日	松江市立保育所 と同じ

上記休業日以外にも、臨時に休園する場合があります。

◆申込から入園までの流れ

(1)入園願書等の提出

【提出書類】

①	入園願書等	}	各園で別途案内があります。		
②	「子どものための教育・保育給付認定・変更申請書 兼 特定教育・保育施設等利用申込書（令和4年度用）」				
③	個人番号カードの写し 両親と申込幼児分	}	・松江市役所子育て支援課（窓口⑫） ・各認定こども園・私立幼稚園 ・松江市ホームページ で配布しています。  ⑥「委任状」は、保護者以外の方（親族、友人等）が代理で提出する場合のみ必要となります。  中が見えないよう、封筒に入れてください。 ③又は④のどちらかが必要です。 ④の場合は、⑦から⑩までのいずれかを用意してください。 ※ 通知カードについては、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。		
④	⑦個人番号入りの住民票の写し ⑧個人番号入りの住民票記載事項証明書 ⑨通知カードの写し（両親と申込幼児分） + 保護者の本人確認書類の写し （運転免許証、パスポートなど）				
⑤	返信用封筒（長3サイズ） 2通			}	保護者の住所・氏名を明記し、94円切手を貼り付けてください。
⑥	委任状（該当者のみ）				

(2)入園を希望する幼児の抽選

入園を希望する幼児が定員を超えた場合、市が実施する抽選により入園する幼児を決定します。

※すでに幼保園（保育所部門）に在籍している幼児については、幼稚園部門に優先敵に入園できません。

【各幼保園の定員及び抽選基準】

	幼保園のぎ	しんじ幼保園	城西幼保園	やくも幼保園
定員	230人	255人	200人	80人
優先順位①	乃木小学校区 在住の幼児	宍道町在住の幼児	内中原小学校・法吉 小学校区在住の幼児	八雲小学校区 在住の幼児
優先順位②	乃木小学校区以外に 在住の幼児	宍道町以外に 在住の幼児	内中原小学校区・法 吉小学校区以外に 在住の幼児	八雲小学校区以外に 在住の幼児
優先順位③	令和3年12月17日以降に申込みをした幼児			

### (3)面接・入園前健康診断

- ・ 幼保園から連絡をしますので、日時を調整していただき、必ず参加してください。
- ・ 無断で欠席した場合は、入園を許可できないことがあります。

### (4)入園許可の交付

- ・ 面接と健康診断の結果を踏まえ、令和4年3月上旬までに園長から通知します。

### (5)入園式

#### ◆保育所部門(0～2歳児クラス)と幼稚園部門(3～5歳児クラス)の違い

項目	保育所部門 (0～2歳児クラス)	幼稚園部門 (3～5歳児クラス)
教育・保育 給付認定	2号認定 (満3歳以上) 3号認定 (0～2歳)	1号認定 (教育時間)
保育を必要とする事由	必要	不要 ※施設等利用給付2号認定を受ける場合は必要
保育料	認可保育所と同様の保育料	幼稚園と同様に幼児教育・保育の無償化により教育時間に係る保育料が無償 ※預かり保育料・一時預かり保育料については、施設等利用給付2号認定を受けることにより無償化
給食費	徴収なし (認可保育所と同様)	徴収あり (認可保育所及び幼稚園と同様)

#### ◆保育料

- ・ 幼児教育・保育の無償化により、教育時間に係る保育料は無償となります。
- ・ 長時間保育を利用する場合は、短時間保育の前後に預かり保育を利用していただくこととなりますので、預かり保育料が必要です。
- ・ 延長保育などの特別保育に係る費用やPTA会費、給食費等は別途かかります。

#### ◆給食費

利用区分	給食実施	給食費	
		主食費	副食費
短時間保育	月～金	月額1,280円	月額3,600円
長時間保育	土曜保育利用あり	月額1,600円	月額4,500円
	土曜保育利用なし※	月額1,280円	月額3,600円

※1か月単位で希望しない月の前月1日までに申出があった場合に限る。

#### ◆副食費の負担減免

次に該当する幼児については、副食費が負担減免（不徴収）となります。

- ① 生計を一にする兄弟が2人以上いる世帯

※19歳以上又は別居の兄弟がいる場合は、「多子世帯状況申告書」の提出が必要です。

- ② 市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯

※令和3年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和3年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

※令和4年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和4年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

個人番号を用いた情報連携により、松江市で税額が確認できる場合があります。

(必要書類)

該当		提出書類	備考
①	給与所得者の場合	「市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知（納税義務者用）」の写し	6月頃にお勤め先から配付されます。
②	自営業等の場合	「市町村民税・都道府県民税納税通知書及び課税明細書」の写し	6月頃に市町村長から送付されます。
③	市町村民税非課税の場合 (配偶者の扶養に入っている等)	「市町村民税・都道府県民税非課税証明書」の写し	
④	①②を紛失した場合	「市町村民税・都道府県民税課税証明書」の写し	住宅取得控除等、控除額の内訳が記載されている必要があります。

※③及び④は1月1日時点で住民票のあった市町村で発行できます。

### ◆預かり保育

実施施設	全ての幼保園
対象者	3歳児～5歳児クラスに在籍する長時間保育の幼児
実施日	月～土曜日
実施しない日	日曜日、祝日法による休日 12月29日～1月3日
時間	平時の月～金曜日 7時～各園で定める登園時間になるまで及び14時～18時 平時の土及び長期休業中 7時～18時
預かり保育料	日額440円 ※低所得世帯向けの減免制度あり 利用実績に応じて幼保園で徴収します。

※預かり保育料を滞納した場合は利用停止となります。

### ◆一時預かり保育

実施施設	全ての幼保園
対象者	3歳児～5歳児クラスに在籍する短時間保育の幼児
実施時間	14時～17時
一時預かり保育料	日額 300円 ※別途おやつ代日額100円を徴収します 利用実績に応じて幼保園で徴収します。

※一時預かり保育料を滞納した場合は利用停止となります。

### ◆施設等利用給付認定

保育の必要性がある場合は、在籍園の預かり保育料又は一時預かり保育料が無償化されます。  
無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、市に施設等利用給付認定の申請をしてください。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

## ◆その他のサービス

### (1) 延長保育

実施施設	全ての幼保園
対象者	3歳児～5歳児クラスに在籍する長時間保育の幼児
実施時間	18時～19時
延長保育料	日額 300円（上限5,000円／月） ※減免制度あり 利用実績に応じて幼保園で徴収します。

### (2) 通園バス

実施施設	しんじ幼保園
対象者	3歳児～5歳児クラスに在籍する短時間保育の幼児 （ただし、3歳児クラスは10月から）
通園バス使用料	月額2,500円 兄弟姉妹で通園バスを使用する場合は、2人目以降1,500円 子育て支援課が徴収します。

※それぞれ料金を滞納した場合は利用停止となります。

## ◆注意事項

### (1) 保育所等との併願

- ・ 認可保育所及び認定こども園との併願も可能です。
- ・ 併願する場合は、子育て支援課・子育て支援センター（乃白町）・各支所市民生活課窓口で保育所等の入所申込みをする際に、幼保園と併願している旨を職員へ伝えてください。

### (2) 幼稚園等との併願

- ・ 島根大学教育学部附属幼稚園及び私立幼稚園との併願も可能です。
- ・ 他の松江市立幼稚園・幼保園とは併願することができません。
- ・ 併願していることが判明した場合、併願した全ての出願を却下します。

### (3) 転園申込

- ・ 幼保園に内定した場合は、現在通う保育所等を必ず退所していただくことになります。  
※内定してからは元の保育所等に戻れません。

### (4) 入園の辞退

- ・ 幼保園の入園を辞退する場合は、速やかに幼保園へ連絡するとともに、辞退届を必ず提出してください。

### (5) 保育時間の変更

- ・ 月の途中で短時間保育から長時間保育、長時間保育から短時間保育への変更はできません。
- ・ 変更希望の方は、前月の月末までに「保育時間変更申請書」を幼保園へ提出してください。

#### 【短時間保育から長時間保育への変更】

- ・ 入所月の翌月から変更することが可能です。

## ◆問い合わせ先

松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係 電話：（0852）55-5312